

●水洗便所改造資金融資あっせん手続きの流れ

①融資の申込み

「水洗便所改造資金融資あっせん申請書」等を申請者本人が直接、又は排水設備指定工事店を経由して上下水道部下水道課に申請します。



②下水道課で書類等の審査

申請書類等の内容などを審査します。



③あっせんの決定

「水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書」を送付します。
(なお、申請時に提出いただいた印鑑登録証明書や市税納税証明書は、お返ししますので、金融機関の手続きの際にご利用ください。)



④金融機関と融資の契約

申請者・連帯保証人が「水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書」、排水設備検査済書及び金融機関が必要と認める書類を提出し、金融機関融資窓口で契約を行っていただきます。



⑤金融機関から融資額を支払い



⑥申請者は融資日の翌月から金融機関へ返済を開始